

再評価個表

事業名	急傾斜地崩壊対策事業	事業主体	愛媛県
施設・工区名等	(急) <small>なかむらちく</small> 中村地区	事業箇所	<small>かみうけなぐん く ま こうげんちょうひがしかわ</small> 上浮穴郡久万高原町東川
事業主旨	(急)中村地区では、荒廃した急傾斜地において、将来的な豪雨により斜面崩壊が発生し、崩壊土砂の流出から保全対象施設を守るため、急傾斜地崩壊防止施設を整備する計画である。 これにより、人家 20 戸、国道 64m、町道 260m、その他道路 122m に対する土砂災害を防止することができる。		
再評価の実施理由	「事業採択後 5 年が経過して継続中」の補助事業		

1. 地域の概要

(急)中村地区は、上浮穴郡久万高原町東川に位置し、高知県との県境に近い山間の集落で、国道 494 号の沿線にあたる。集落の背後斜面の多くが杉、桧、竹などの山林となっており比較的緩い斜面は茶、野菜などの畑として利用されてきた。しかし、人口減少及び高齢化で農林業が衰退し荒廃した竹林や畑も見られ、地域住民だけでは土地の管理が困難になりつつある。

被害想定区域内には、保全対象として人家(居住家屋)や国道 494 号、町道等が存在する。対象地周辺の地質は三波川帯に属し、基盤岩は、三波川変成岩類の黒色片岩(泥質、一部砂質片岩)となる。黒色片岩は一般に黒色～灰黒色～灰白色でおもに石英と絹雲母(白雲母)からなり、剥離性が著しく線構造もよく発達する。現地斜面露岩からも確認することができる。

(急)中村地区では、平成 27 年 3 月 24 日付の土砂災害警戒区域の指定の告示を契機として、地元から急傾斜地崩壊防止施設の整備要望が出されている。

なお、当該地区の東側では、平成 30 年 7 月の西日本豪雨によって斜面崩壊が発生した。

このため、当該区間については、緊急対策区間として他の区間よりも先行して事業を進めている。

2. 事業概要及び事業経緯

事業採択	平成 29 年度 (平成 31 年度より補助事業へ移行)	完成予定 (注)	令和 10 年度 (見込み)
用地着手	平成 30 年度	工事着手	令和元年度
全体事業費	500 百万円(うち用地補償費：0.6 百万円)		
(1) 事業概要	<ul style="list-style-type: none"> 待受式擁壁工 延長 431m、落石防護柵工 延長 421m 現場打吹付法枠工 面積 1,946m²、地山補強土工 面積 1,285m² 		
(2) 事業経緯	<ul style="list-style-type: none"> 急傾斜地崩壊対策事業採択：平成 29 年 8 月 工法確認 (緊急対策区間)：平成 30 年 10 月 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (緊急対策区間)：平成 31 年 1 月 補助事業への移行：平成 31 年 4 月 工法確認：令和元年 5 月 急傾斜地崩壊危険区域の指定：令和元年 11 月 		

(注) 完成予定は、今後の予算の見通しや用地買収の進捗等の不確定要素があるため、現時点での見込みを示す

3. 事業の必要性及び整備効果等

(1) 事業の必要性	<p>(急) 中村地区では、被害想定区域内に人家及び国道等があり、これら保全施設の土砂流出による被害軽減を図る必要がある。</p>
(2) 事業の整備効果	<p>急傾斜地崩壊防止施設を整備することで、年超過確率 1/50 の崩壊土砂に対して、人家 20 戸及び国道 64m 等の人命、財産を保全することができる。</p>
(3) 事業を巡る社会経済情勢等の変化	<p>【世帯数と人口】 (急) 中村地区は、町道(旧国道 494 号)沿いの谷出口に人家が立地しており、その背後斜面は急勾配で、土砂や倒木が堆積している状況である。当地区がある久万高原町では、人口が減少傾向にあるため、人家背後の斜面では、手入れが満足にできず、荒廃が進んでいくと考えられる。</p> <p>【地域の協力体制】 地元関係者からの要望により事業化された経緯もあり、調整も完了している。 また、急傾斜地崩壊防止区域の指定は完了しているとともに、未取得の用地についても令和 5 年度には完了予定である。</p>

4. 事業の進捗状況及び進捗の見込み

(うち用地費) R4末投資事業費	(1百万円) [進捗率: 21.8%](事業費換算) 111百万円 [進捗率: 22.2%](事業費換算)
(1) 事業の進捗状況	
<p>本事業は、平成29年10月に急傾斜地崩壊対策事業の採択を受け、平成29年度から詳細設計及び用地取得に着手した。しかし、地元の協力体制は整っているものの、地権者の相続人調査に時間を要したことや一部相続人等の関係で用地取得が難航したことから、事業が遅延している状況にある。現在は、用地交渉も進捗し、令和5年度末までに用地取得が完了する見込みである。</p> <p>また、当該地区では、平成30年7月の西日本豪雨によって斜面崩壊が発生(Bブロック東側～Cブロック)したことから、この箇所を緊急対策区間として、先行して事業を進めている。他区間については、平成29～30年度で詳細設計は完了したものの、緊急対策区間へ優先的に事業費を投資していたことから未施工の状況である。</p>	
(2) これまでの整備効果	
<p>Bブロック東側～Cブロックの緊急対策区間については、急傾斜地崩壊防止施設が整備済みであり、がけ崩れ対策が完了している。しかし、他区間については未施工の状態であり、斜面は荒廃が進み、未だに不安定な状況となっている。</p>	
(3) 今後の事業進捗の見込み	
<p>事業進捗率は、令和4年度末において22.2%である。</p> <p>緊急対策区間の残区間や残りの区間についても、継続して急傾斜地崩壊防止工事を進めることができれば、令和10年度までの事業完了に支障はない。</p>	

5. 事業の投資効果（費用対効果分析）

<ul style="list-style-type: none"> ・費用便益比 C：総費用＝479.6百万円 <ul style="list-style-type: none"> ・建設費 477.9百万円 ・維持管理費 1.8百万円 B：総便益＝1,784.3百万円 主な便益内容 <ul style="list-style-type: none"> ・一般資産被害(家屋、家庭用品)：359.6百万円 ・公共土木施設等被害(道路)：29.3百万円 ・人的被害：74.1百万円 ・間接被害抑止効果：1,316.5百万円 <li style="margin-top: 20px;">$B/C = 1,784.3 / 479.6 = 3.72$ ・参考資料 急傾斜地崩壊対策事業の費用便益分析マニュアル（案）令和3年1月 （出典：国土交通省水管理・国土保全局砂防部）
--

6. コスト縮減や代替案立案等の可能性

本事業では、コスト縮減として以下の内容に取り組んでいる。

- ①埋戻し材料及び盛土材料には、建設発生材を有効活用する
- ②残土搬出については公共工事間流用が図れるよう、各関係機関との情報交換を積極的に行う。

7. その他

当該地区では、被害想定区域内に人家及び国道等があることから、これら保全施設の崩壊土砂による被害軽減を図るべく、急傾斜地崩壊対策施設の整備は不可欠である。

8. 対応方針（素案）

本事業については、以下の理由を踏まえ、『継続』としたい。

- ①(急)中村地区は土砂災害警戒(特別警戒)区域に該当しているものの、現在は未着手区間があり、次期豪雨等により土砂災害の発生が懸念されるため、急傾斜地崩壊防止施設の整備により住民生活の安定を図る必要がある。
- ②費用便益比は『 $B/C = 3.72$ 』であり、事業効果が十分に見込めること。
- ③斜面崩壊が発生した箇所もあり、地元から急傾斜地崩壊防止施設の設置要望も強く、地元協力体制が整っている。